

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 熊本市発注に係る西部浄化センター運転管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、平成 年 月 日に成立し、業務の完了後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、(商号又は名称)_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、熊本市及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって見積り、入札、契約の締結、業務委託料の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について、熊本市と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____(商号又は名称) _____%

_____(商号又は名称) _____%

_____(商号又は名称) _____%

ては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退した場合若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び熊本市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第19条 企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は熊本市に提出し、他は各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印